

浦 監 第 67 号
平成 21 年 8 月 26 日

浦安市監査委員	醍 醐	敦
同	杉 山	元 三
同	秋 葉	要

平成 21 年度定期監査（教育総務部）の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 21 年度定期監査（教育総務部）の結果報告書

1．監査の範囲

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日に執行された財務に関する事務の執行等

2．監査対象部局

教育総務部

3．監査の実施期間

平成 21 年 5 月 1 日から平成 21 年 6 月 26 日

4．監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

5．監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

(1) 教育総務課

教育委員会大型バス借用経費の使用料及び賃借料について、減額補正を行わなかった理由を確認したところ、減額補正処理漏れとのことであった。今後は、契約差金等が生じた際は補正を行い、適正な事務処理に努められたい。

小学校・中学校に係わる予算について、小学校運営経費（教育総務課）のその他備品購入費等、多額の予算残が発生しているものが多い見受けられた。年度末の予算残額の見通しをつけることは難しいとのことだが、予算の執行に当たっては、適切な執行計画のもと、契約差金等が生じた際は、安易に留保することなく、減額補正を行い、多額の予算残を発生させないよう努められたい。

小学校学習椅子回収処分委託及び小学校グランドピアノ回収業務委託について、学校の校務実情に精通している当該業者が適正、妥当であると判断し、他社との比較は行わず、一社随意契約をしていた。現場での安全性や効率性を重視することは理解できるが、契約金額の適正性の観点から、今後は他社との比較を行うよう検討されたい。

(2) 教育施設課

各中学校普通教室エアコン整備事業の工事請負費について、執行残の理由を確認したところ、入札を執行した結果、契約差金が発生したとのことであった。契約差金が発生した場合は、安易に留保することなく減額補正を行い、適正な予算執行に努められたい。

幼稚園園庭芝生化整備事業の委託料に係わる未執行の理由を確認したところ、建設事業委託料の未執行の理由については、工事施工期間が夏休み期間中と限られてしまい、設計を6月中に完了しなければならなかったため、設計期間が短いことから、この条件では請負できないと各社からの回答があり、業務委託の工事発注を断念したとのことであった。今後は、工事施工に間に合うように適正な事務処理及び当初予算積算時に必要性や実効性を十分精査し、予算編成を行うよう努められたい。

東小学校屋内運動場建替事業（実施設計等）の委託料の執行率の低い理由を確認したところ、基本設計は計画どおり執行できたが、屋内運動場の建替えには1年6ヶ月を要することが見込まれ、工事期間中は学校運営に大きな影響が及ぶこと、また、建替え場所の検証や代替施設、複合化案など新たな課題が発生したため、実施設計を行うことができなかったとのことであった。今後は、事業計画を実行性のある事業として立案し、予算編成を行うよう努められたい。

（3）指導課

教育相談推進事業の賃金について、多額の予算残額がある理由を確認したところ、スクールカウンセラー1名を3ヶ月間配置できず、また、1名が年度途中で退職し2ヶ月間不在だったこと及び訪問相談員も年度途中で退職で2ヶ月の不在や時間外勤務の減少により予算残額が出たとのことであった。予算残額が出た場合は、速やかに減額補正を行うよう適正な事務処理に努めるとともに、欠員が生じた場合には、事業に支障が出ないよう迅速な対応に努められたい。

英語教育推進事業の委託料について、執行残の理由を確認したところ、ALTの病気による欠勤などによる再派遣に時間を要したためとのことであった。欠員が生じた場合は、速やかに補充できる体制を持つ業者を選定するよう努められたい。

中学校特別支援関連施設事業の工事請負費について、執行残の理由を確認したところ、計画変更により、当初予定していた給排水設備の設置工事等を取りやめるなど工事規模が削減されたためとのこと、また、多目的トイレの改修工事等、緊急工事用として留保した予算が緊急工事が発生しなかったために残ったとのことであった。当初予算積算にあたっては、より精度を高めるとともに、予算残額が生じた場合は、安易に留保することなく、減額補正を行い、適正な予算執行に努められたい。

情報教育推進事業の備品購入費について、減額補正をしなかった理由を確認したところ、小・中学校で必要な備品の購入を考えていたが年度内に小・中学校との調整がつかず、備品購入を見送ったとのことであった。備品購入をするにあたっては、小・中学校と事前調整を緊密に行い、適正に予算が執行されるよう努められたい。

まなびサポート事業の備品購入費について、執行残の理由を確認したところ、エレベーターが設置されたため、障がい者用昇降機が不用となっ

たが、他校においてそれが必要となったために予算を留保した。その後、その必要もなくなり予算残となったとのことであった。予算残額が生じた場合は、安易に留保することなく、速やかに減額補正を行い、適正な予算執行に努められたい。

一般事務経費の使用料及び賃借料について、減額補正をしなかった理由を確認したところ、北部小学校用のバス借り上げ料の入札差金とのことであった。入札差金が発生した場合は、安易に留保することなく、減額補正を行い、速やかに適正な予算執行に努められたい。

小学校特別支援関連施設事業の委託料について、減額補正をしなかった理由を確認したところ、中学校特別支援学級設計委託との取りまとめ契約による契約差金とのことであった。契約差金が発生した場合は、安易に留保することなく、速やかに減額補正を行い、適正な予算執行に努められたい。

(4) 保健体育安全課

教職員労働安全衛生経費の謝礼金について、未執行の理由を確認したところ、安全衛生担当者研修会を予定していたが、講師の日程と各学校の行事との調整ができず実施できなかつたとのことであった。今後は、職場環境の充実を図る上からも、学校の行事予定に組み入れ、適正な時期に事業を執行するよう努められたい。

学校等防犯対策経費の工事請負費について、入札差金により、浦安中学校門扉改修工事等の補修工事を執行した理由を確認したところ、不審者侵入防止策等のため緊急に行ったとのことであった。入札差金は速やかに減額補正をするとともに、当初予算積算時に必要性を十分精査し、学校施設を担当する教育施設課との調整を十分に図り、適正な事業執行をするように努められたい。

小中学校教職員定期健康診断委託及び小中学校児童生徒定期健康診断委託について、一社随意契約の理由を確認したところ、事前協議ができ、市の意図が十分に伝わること等の要件を満たしていることから、一社随意契約をしているとのことであった。他にも定期健康診断業務を行う業社はいることから、市が定める要件を満たせられないかどうかを比較検討するよう努められたい。

(5) 学校給食センター

学校給食運営経費の委託料について、減額補正を行わなかった理由を確認したところ、ボイラー運転管理補助業務員の特別対応及び学校給食衛生管理基準による臨時の衛生検査を見込んだためとのことであった。食の安全や施設を管理する上では理解できるが、緊急性のものについては、予備費からも支出できることから、契約差金が生じた際は速やかに減額補正を行い、適正な事務処理に努められたい。

給食配送業務について、一社随意契約の理由を確認したところ、衛生管理や給食車両の条件のもと、業務内容も適正かつ良好であるためとのこ

とであった。しかし、昭和 59 年度より同一業者に委託していることから、金額の検証を十分行うよう努められたい。

腸内細菌検査業務について、2 社からの見積り合わせによる随意契約をしていたが、見積書の金額に 2 倍以上の開きが見られた。随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることから、今後は、競争原理を働かせるよう、適正な業者選定に努められたい。

「ノー残業デー時間外勤務等命令申請書」について、ノー残業デーに時間外等勤務をしていたにもかかわらず、申請書が提出されていなかった。今後は、ノー残業デーに時間外等勤務を行う際には「ノー残業デー時間外勤務等命令申請書」の提出を徹底されたい。